令和６年10月１日

10　月　号

税務と経営

発行所　株式会社　エンタープライズ　サポート

〒532-0011　大阪市淀川区西中島４丁目６番16号
新大阪ＮＫビル601号
ＴＥＬ（06）６８８５－３９９０
ＦＡＸ（06）６８８５－３９９１
URL http://www.ep-support.com/
E-mail support@ep-support.co.jp

ヒント

良い雑談

何げない会話が組織にメリットをもたらします。「職場での雑談」の効用を説くのは雑談研究の第一人者、上智大学の清水崇文教授です。雑談によって相手との心のつながりだけでなく、いろいろな人との間で雑談が交わされるので、職場全体で仲間意識や連帯感が強まり、職場がホームのような存在になり、安心感が生まれ帰属意識が高まり、組織の風通しがよくなります。上司と心のつながりができていれば、些細なことでも報告や相談ができます。雑談は、組織の縁の下の力持ちのように貢献しているのです。雑談が生まれやすい条件は、デスクから離れる。長くて３分。共通の話題だと気が楽に。（みずほワン、江頭紀子）

税務ミニガイド

国税庁によると、令和５年分の申告所得税の申告人員は2,324万人（対前年比1.3％増）で、そのうち申告納税額がある人は668万７千人（対前年比2.3％増）、その所得金額は49兆5,574億円（対前年比7.0％増）、申告納税額は４兆499億円（対前年比10.0％増）となっています。

ドングリ（山梨・都留）　久保秀一／オアシス

年末調整における定額減税

□定額減税

令和６年分の所得税については、定額減税が実施されています。

ここでは、年末調整における定額減税について、確認していきます。

□対象者

年末調整において定額減税の対象となるのは、年末調整対象者のうち、合計所得金額1,805万円以下の人です。

そもそも、主たる給与の給与収入が2,000万円を超える人は年末調整の対象ではありません。

主たる給与の給与収入が2,000万円以下であっても、従たる給与や給与所得以外の所得があることによって、合計所得金額が1,805円超となる人は、年末調整の対象ではありますが、定額減税の対象ではありません。

□月次控除との関係

令和６年６月１日（基準日）現在在籍し、扶養控除等申告書を提出している人は、所得の見積額にかかわらず、すべて令和６年６月１日以後支給される給与・賞与から定額減税による月次控除が行われています。

合計所得金額が1,805万円超となる人の月次控除額は、年末調整で精算（調整）されることになります。

□定額減税による特別控除額

特別控除額は、本人分３万円に同一生計配偶者・扶養親族（非居住者は除きます）１人につき３万円を加算した金額となります。

ただし、その人の住宅借入金等特別控除後の所得税額が限度となります。

なお、同一生計配偶者・扶養親族が非居住者であるかどうかの判定は、令和６年12月31日の現況により判定します。月次控除の際は、令和６年６月１日の現況により判定することとされていますので、月次控除段階と異なることがあります。

話のタネ

○飛行機や船、バスなどが乗っ取られることを、英語でハイジャックと言います。語源を調べると、100年程前、アメリカは禁酒法がしかれており、ギャングが暗躍して、密造酒を載せた船やトラックが乗っ取られる強盗事件が頻発していた。そのトラックを乗っ取る時、ギャングたちは、ヒッチハイクを真似て「ハーイ、ジャック」と声をかけて近づいたという。

□同一生計配偶者の把握

定額減税による特別控除額の加算対象となる同一生計配偶者については、扶養控除等申告書（源泉控除対象配偶者のうち、合計所得金額48万円以下の者）、年末調整に係る定額減税のための申告書（非源泉控除対象同一生計配偶者）により把握します。

□扶養親族の把握

定額減税による特別控除額の加算対象となる扶養親族については、扶養控除等申告書（控除対象扶養親族・16歳未満扶養親族）、年末調整に係る定額減税のための申告書（扶養控除等申告書に記載漏れの16歳未満扶養親族）により把握します。

□源泉徴収簿における計算

源泉徴収簿の㉔欄（年調所得税額）と㉕欄（年調年税額）の間に、㉔－２欄（年調定額減税額）、㉔－３欄（控除後年調所得税額）、㉔－４欄（控除外額）を設定（源泉徴収簿の欄外に記入）して、計算することになります。

□源泉徴収票等の記載事項

主たる給与等の支払者が令和６年６月１日以後に年末調整をして作成する源泉徴収票の摘要欄には、所得税の定額減税控除済額、控除しきれなかった額等を記載する必要があります。

令和６年分路線価について

毎年慣例で７月１日、国税庁は令和６年分の路線価図等をＨＰ上で公表しました。路線価は、１月１日時点で国税庁が算定した全国の主な道路に面した土地の１㎡あたりの評価額で、相続や贈与、自社株式の評価等のなかで、土地を評価するにあたって参考とされる金額となります。

令和６年分の路線価について、調査対象となった全国の約32万地点の平均価格は前年度比2.3％上昇し、３年連続で前年度を上回る結果となりました。また、その上昇率も2010年以降でこれまでで最も大きくなっています。

(1) 令和６年分の路線価

関東地方の路線価の上昇率については、東京が前年度比5.3％、千葉が同４％、神奈川が同3.6％、埼玉が同2.1％、いずれも増加しました。一方で、群馬のみ同0.5％下落しました。

次に都道府県庁所在都市における最高路線価の対前年変動率では、上昇した都市が昨年の29都市から37都市に増加しています。上昇率が高かったのは千葉の「千葉駅東口駅前広場」の前年度比14.9％、さいたまの「大宮駅西口駅前ロータリー」の同11.4％と、10％を超える上昇率でした。駅周辺の再開発や繁華性があることが上昇の要因となっています。

また、最高路線価は昭和61年分以降、39年連続で、銀座五丁目の鳩居堂前が前年度比3.6％、152万円上昇し、4424万円/㎡でした。

(2) 背景

昨年よりも路線価の上昇率が高くなっている背景としては、令和４年分からコロナの影響が緩和されインバウンド需要が好調なこと、人流回復やオフィスの需要が旺盛となっていることなどが路線価の上昇傾向に表れています。また、観光地や商業地に加え、再開発エリアやその周辺などでも路線価が上昇していることを踏まえると全国的に再開発が進んでいることも背景として考えられます。

ナマの税務相談室

土地共有者の持分と相続課税

Q　土地を甲及び内縁の夫乙二人が共有していました。両者でその土地を各々持分２分の１づつ所有していました。

本年４月乙が死亡いたしましたが、乙の相続人は相続放棄を行いました。

乙には甲との共有不動産以外は財産を有していません。

甲は現在家庭裁判所に乙の持ち分である不動産の相続について申し立てを行っており、近々家庭裁判所では甲の相続が認められる方向で審判される予定ですが、認める理由として①特別縁故者としてか（家事審判法９条）、②民法255条（共有者の死亡）等の法的適用になると思います。

そこで質問ですが、

１．家庭裁判所が甲を特別縁故者として乙の持ち分の相続を認めた場合、相続税の課税関係が生じますか。

２．家庭裁判所が甲を民法第255条（共有者の死亡）として乙の持分につき帰属を認めた場合、やはり相続税の課税関係が生じますか。

A　ご質問における共有者のうちの一人が死亡してその者に相続人がいないために、他の者が民法第255条の規定に基づいて当該共有物の全部の所有権を取得した場合には、当該死亡した者に帰属していた共有持分に相当する財産の価額は遺贈により取得したものとして相続税の課税の対象とすることに取り扱われています。（相基通９の12）

また、相続人がいないために民法第255条の３の規定に基づいて家庭裁判所の決定でその者の特別縁故者が財産の分与を受けた場合には、その分与を受けた者に対してはその分与による財産の取得は遺贈により財産を取得したものとみなして相続税の課税の対象とすることに規定されています。（相法４）

税法における中小法人、中小事業者、中小企業者

法人税法で「中小法人」という言葉を検索すると、欠損金の繰越の条文のところにだけ出てきます。所得の50%が繰越欠損金の損金算入限度との規定のところで、資本金１億円以下の普通法人等（「中小法人等」という）については損金算入制限が無いとしています。

但し、資本金の額等が５億円以上の大法人による完全支配関係があるものは除かれる、との規定になっています。なお、「中小法人」との言葉は無いものの、同じ趣旨の規定は、貸倒引当金と法人税率の規定のところにもあります。租税特別措置法では、「中小法人」という言葉は、貸倒引当金の中小企業者特例のところにだけ出てきます。

所得税法、法人税法には、「中小事業者」という言葉は存在しません。租税特別措置法で、「中小事業者」という言葉を検索すると、いくつも出てきます。それらは、「常時使用する従業員の数が千人以下の個人」との概念規定で使われていて、租税特別措置法の所得税に係るところの、中小事業者向けの特例の項目のところに出て来ます。

一字違いの「中小企業者」という言葉も、所得税法、法人税法にはありません。租税特別措置法の所得税に係るところで、「中小企業者」という言葉を検索すると、いくつも出てきます。「常時使用する従業員の数が千人以下」という内容のものとして使われているところと、中小企業等経営強化法で定める概念を引用する仕方で、業種ごとに、常時使用従業員数300人以下、100人以下、50人以下などと使われているところとがあります。

なお、法人税に係るところでの租税特別措置法の「中小企業者」という概念は、人数規定だけでなく、資本金基準として、資本金１億円以下で、発行済株式等の２分の１以上を同一の大規模法人（資本金の額等が１億円超の法人等）に所有されている法人又は発行済株式等の３分の２以上を複数の大規模法人に所有されている法人以外の法人、とされています。

租税特別措置法では、「中小企業者」という言葉をあちこちで使っているのに、その概念は統一されていないので、注意を要します。

楽観的になりましょう。
気分がよくなりますよ。

（ダライ・ラマ）

「いつ降っていつ降りやみし初時雨　弘一」
「今駅にゐますとメール初しぐれ　光江」
年末を控え、取引先の売掛金管理や与信管理は大切です。取引先一社の倒産は致命傷になりかねません。
「秋しぐれ塀をぬらしてやみにけり　万太郎」
日溜りが少し恋しく。
「十月の日の入る後部座席占め　良一」
８日寒露、23日霜降。

10月の税務メモ

(国　税)		(地方税)
○９月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）	10日	○９月分個人住民税特別徴収分の納付
○特別農業所得者への予定納税基準額等の通知（税務署長より）	15日	
○８月決算法人の確定申告	31日	○８月決算法人の確定申告
○６年２月決算法人の中間(予定)申告	〃	○６年２月決算法人の中間(予定)申告
	〃	○個人住民税の普通徴収分第３期納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。